



大監公表第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和元年度随時監査（工事監査）の結果を次のとおり公表する。

令和元年7月10日

大崎上島町監査委員 澤田 武義

大崎上島町監査委員 道林 清隆

1 監査の種類

随時監査（工事監査）

2 監査の対象

（1）対象工事 大串定住促進住宅建設事業
産業振興施設整備工事

（2）担当課 建設課、地域経営課

3 監査の実施期日

令和元年7月2日

4 監査の実施場所

役場本庁2階第1委員会室及び工事現場

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、大崎上島町監査基準（平成15年大崎上島町監査委員告示第1号）に準拠し、工事関係書類について、契約事務の手続き及び工事の計画・設計・積算等が適正かどうか、また、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを確認するとともに、現場における施工状況も担当課の説明を求めて実施した。

6 監査の結果

工事の計画・設計・積算・契約・施工・検査等の各段階における事務的観点から監査を行った結果、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

7 意見及び勧告

記載すべき事項なし